

法学博士石本雅男君の『無過失損害賠償責任原因論——

ローマ法における Culpa levissima の比較法学的研究——』

(第一巻、第二巻)に対する授賞審査要旨

本書(一九八三年刊)は、現代法の大原則たる過失責任主義の下で無過失責任を承認するための法理論上の根柢づけならびに法技術的構成を明らかにする意図する法律学上の基礎的研究である。

著者は、中世以降の「過失」("culpa"と呼ばれた)概念の歴史的淵源であったところ、古代ローマ法の "culpa" とから法技術用語の意味内容を明らかにし、そこから出発する。Wolfgang Kunkel らの故原田慶吉教授によるところ、"culpa"と呼ばれていたのは、加害行為の故意や不注意等の主観的状況を意味した中世以降の "culpa" とは異なり、加害行為の主觀的状況と客觀的状況とを未分化に含む "Verschulden"([歸責原因]或いは[責任原因])にほかならなかつたのであり、著者は、このよりたるものとしての "culpa" の具体的な内容が共和制時代・古典時代・東ローマ帝政時代にわたつてどのよだれどもあつたかぎり、詳細に検討する。それして、やがて共和制末期において、加害行為につゝ "dolus" (故意) および "culpa" (過失) (やなわら、せまい意味での "culpa") と呼ばれる主觀的状況が、右の意味での伝統的概念たる "Verschulden" (やなわら、広い意味での "culpa") を構成するもの

いやぶるに附いたのであるが、そのせまい意味の “culpa” —— たなわち、注意義務 (“diligentia”) の違反 —— の責任だが、その一特殊場合として “diligentia exactissima” の違反 —— たなわち “culpa levissima” (ムトロムと略称する) —— による一種の無過失責任の含まれていた。しかも、それいなふべく、伝統的な無過失責任たる “custodia” の責任や、法務官告示 (edicta) による類似の責任が並存していた。たゞ、カルタヘナ・アヌニバ・リニアヌス帝の Corpus iuris civilis が、共和制時代に法務官告示によつて承認されていた種々の無過失賠償責任を「準不法行為」の性格でより包括的に再編成したのである。だが、それいな、無過失責任として古くから承認されてきた “custodia” と同一の性質を有するものとされたといふを説明する。それしに、以上の歴史的経過について著者は次の点を指摘する。すなわち、第一に、“dolus” と “culpa” (せまい意味の) という主觀的状況を責任要件として具体的に定める。すなわち、第一に、今日では無過失責任と考えられてゐるのが、古代ヨーロッパの技術的構成においても、それらの主觀的要件は、無過失による責任から未分化な “Verschulden” の構成要素であるとのとして存在していたといふ。また第二に、今日では無過失責任と考えられてゐるのが、古代ヨーロッパのすべての時期を通じて承認されてきたといふを指摘する (以上、第一巻)。

註釈学派 (Glossatoren) は、基本的には古代ヨーロッパの民事責任法を受容しつゝ、責任の主觀的要件を重視しつゝ、すべての責任の原因を “diligentia” という注意義務の違反として構成するなどといつて、ひろい意味での “culpa” の統一された理論的体系に構成したのであるが、そのような過失責任主義への傾斜にもかかわらず、伝統的に無過失責任として承認され、あだ custodia の責任を切り捨てるこことなく、この責任としてこれを構成して “culpa” の体系の中に入りこんだのであった。その結果、“culpa” の極限としての事由ある “casus” (災難) によるもの

責任原因の限界づけが問題として登場し、これに関する種々の法理論が案出されたことは、さわめて興味あることと言わねばならない。

註解学派 (Kommentatoren, Postglossatoren) は、基本的には、古代ローマの賠償責任法の主觀主義的要素を發展させた註釈学派の成果を承継したが、Corpus iuris civilis が実生活に浸透していくことに對応して、その現実的妥当性を根拠づけるための総合的原理を開発構成することに努力を集中した。そのような一般的傾向のもとで、Verschulden の主觀主義的要素は益々進んで一般原則化し、「過失」としての “culpa” の概念は益々抽象化され、特に註解学派の盛期においては「過失」を「予見可能性」として近代法的な法技術概念で体系化する試みもあらわれるに至った。そうして、そのような抽象的原則の論理的体系のもとで、この責任は再確認され、それと “casus” の責任との限界づけの理論は一層精緻になり多彩化された (以上、第一卷)。

法律学への本書の寄与は次の諸点にある。

第一に、従来一般に学者が、無過失責任を、過失責任主義の例外ないしそれと両立不可能な対立物と認めて、両者を言わば無媒介的に並立させて論じてきたのとは異なり、著者は、両者を内的に関係づけて理論上統一的に理解し、また法技術的に構成することを志向し、そのためには、(a) 従来試みられたいとの新しい新しい問題に焦点をおき、且つ、(b) 新しい方法を用いて、本書の研究を行った。すなわち、(a) 著者は古代ローマ法における “culpa” という法技術概念に着目し、その特殊の型態であった “culpa levissima” と “culpa” との関係およびその史的変遷を、現代の法律学上の問題に照準をおいて分析したのであり、著者の独創的且つ卓抜な着眼は高く評価されるべきである。そうし

て、(b)著者は、右のごとき過去の歴史的現象に基づいて現代法のための法技術ないし理論を開発するために、現代の諸社会の法を横断的に対象とする比較法学の方法を類推して、現代とは時代を異にする過去の諸社会の法を縦断的に比較することに転用する、という新しい方法論を試みた。これは、現代法の次元での比較法学的研究に比べ、はるかに多くの困難を伴なうものであったが、著者は敢えて労苦をいとわずこのしことに挑戦し、著者が期待した結論に到達したのであつた。方法論に関する著者のこの学問的着想は、その学問的労苦とともに称賛に値する。

第二に、著者が、九〇〇頁を超える本書(二巻)に示す研究結果は、多岐にわたつてゐるが、そのうち本書の課題にとつて特に重要且つ基本的と考えられる点は次のとおりである。

- (1) 現代法の過失責任主義が要求する主観的要件(行為の結果の予見ないし不注意)を賠償責任の要件としなかつたローマ古法においては無過失責任が種々の型態で承認されていたことは、あやしむに足りないが、そのような「過失」を要件とすることを大原則とした中世ローマ法のもとでも無過失責任が何の異議もなく承認されていたという事実、しかもそこでは法技術的構成の論理的整合のために無過失責任は「最輕過失」(C.L.)として構成されていたという事実は、興味のあるところであり、C.L.という法技術的構成は、過失責任主義のもとで無過失責任を承認するための法技術上の障害の一つを処理したものとして、立法ならびに裁判の実務にとつてきわめて興味のあるところである(今日わが国の公害裁判においても、一種の「最輕過失」によつて無過失責任の理由づけが行われている)。

- (2) しかし、それよりも遙かに重要で且つ興味があるのは、著者による次の指摘である。すなわち、古代ならびに

中世におけるローマ法の変遷の全時期をとおして、賠償責任の前提要件として、過失の有無よりも根元的な *Ver-schulden* へんう概念が独自のものとして存在し、過失の有無は、いわば *Verschulden* から派生したのだ、というのである。この概念は、現代のフランス民法学やドイツ民法学において全く欠落しているわけではないが、わが国では未だ散発的に触れられる程度であり、何れにしても法技術的構成ないし法理論においてこれに市民権を認めねる議論は未だ存在しないことを考へると、著者のこの指摘はきわめて重要であると言うべきである。

(3) のみならず、CLについて著者が述べるところは、今後の民事責任の法技術的構成の新しい可能性を示唆していく。というのは、従来西欧大陸諸法や日本法のいとを “civil law system”においては、過失の「有または無」という二つのカテゴリーに対応して民事責任の「有または無」を帰結する「分割的論理」に重点がおかれてきたのとは異なり、CLという法技術的構成は、過失が種類および程度の差において存在することを前提として判断に到達する多変量的論理への途を拓くからである。

めいとも、本書には古代および中世のローマ法の歴史について、またその思想史的背景について、引用されている文献や資料が十分に尽されていない箇所が見出されるが、本書の目的が法史学或いは思想史の研究にあるのではなく、また法史学および思想史学の研究成果について著者が紹介しているところに誤りはない。また、法史および思想史に関する紹介のしかたには繁簡宜しきを得ないとこが見出されるが、その部分の内容には誤りはなく、また本書の他の部分との間に不整合があるわけでもない。——したがって、以上の点は、本書の目的たる法律学的研究の内容を傷つけているものではない。

要するに、本書は、現代の賠償責任法における基礎的理論ならびに法技術的構成についての独自の判断に立脚し、現代法の立場から法史学の成果を分析して、その中から現代法のための基本的な理論的拠点および法技術的構成を言わば「掘り起す」ことによって得られたものであり、その着想および方法において、したがつてまたその成果において、きわめて独創的且つ劃期的な學問的寄与をした業績と認められる。